

制度編

物品購入についての概要

大阪府では、本庁各室課及び出先機関における物品購入事務については、ＩＴを活用した物品調達システムを利用しております。

ただし、企業会計を適用している水道部、中央卸売市場、独立行政法人の大学・病院及び府警察本部の一部については対象外です。

1 物品調達区分による物品の定義

(1) 用品とは

入札契約センター（ＮＫＣ）が、本庁各室課、出先機関に対して実施する物品需要量調査結果に基づき、共通に使用する事務用品等中心に品名を指定し、品名ごとに競争入札を行い、単価契約を締結する物品です。

① 直送用品

ＮＫＣの指示により単価契約締結業者が、直接本庁各室課、出先機関に納品する物品で、本庁では全ての用品、出先機関では、コピー用紙、ファイル等の重量物、かさ高の物品が該当します。

② 配送用品

ＮＫＣの指示により単価契約締結業者が、ＰＯＳ倉庫に納品する物品であり、ＮＫＣが出先機関に配送します。

③ ＰＯＳ倉庫用品

ＮＫＣの依頼により単価契約締結業者が、ＰＯＳ倉庫に納品する物品であり、ＰＯＳ倉庫で本庁各室課、出先機関に払い出します。

(2) 指定物品とは

ＮＫＣ、本庁各室課、出先機関が単価契約を締結して購入する物品（用品除く。）、図書類等のような価格競争になじまない物品、購入予定価格が10万円以下の少額物品等及び物品の修理が含まれます。

指定物品一覧

① 購入に係るもの

- ア 単価契約を締結している物品（用品を除く。）
- イ 郵便切手、郵便はがき、印紙及び証紙
- ウ 官報、広報、新聞、雑誌、法規追録及びその他の図書類
- エ 指定薬品（各種伝染病ワクチン及び治療血清に限る。）
- オ 工事又は補修用で随時に必要となる材料品
- カ 会議等の飲食物又は報償物品（図書券、商品券等で価格があらかじめ定められているものに限る。）
- キ 生花及び生鮮食料品
- ク 災害発生時における応急対策に要する物品
- ケ 公職選挙法に規定する選挙及び他の法令でこれを準用する選挙の管理執行に要する物品
- コ 試験、検査、実習又は研究用に使用する材料品

- サ 障害者授産施設等から調達する物品及び新事業分野開拓事業者として知事の認定を受けた者が生産する新商品
- シ 東京事務所で調達する物品
- ス 緊急の必要等特段の理由により競争入札又は公開見積合せを経て調達することが困難又は不利となる物品
- セ アからスまでに掲げるもののほか、10万円以下の物品（用品を除く。）

② 修理に係るもの
物品の修理

- (3) 一般物品とは
「用品」、「指定物品」を除く全ての物品をいいます。

2 物品調達区分による購入手続きの違いについて

(1) 用品

NKCが、必要に応じて単価契約締結業者に対して本庁各室課、出先機関やPOS倉庫（府庁本館地下1階）への納品の指示をし、納品検査（直送用品は各所属で検査します。）、代金支払いの業務を行います。

(2) 指定物品

本庁各室課、出先機関が、紙ベースによる見積書の徴取、契約、納品検査、代金支払いの一連の業務全てを行います。

(3) 一般物品

① 1案件あたり予定価格が160万円以下の場合

＜公開見積合せの実施＞

- i 本庁各室課、出先機関が、インターネットを利用して購入希望物品の品名、数量、規格、仕様書の発注情報を公開します。
- ii 発注情報により参加を希望される有参加資格業者が、見積受付期間内に見積額を入力します。
- iii 本庁各室課、出先機関が、公開見積合せの結果に基づき、契約予定業者にメールで通知し、契約、納品検査、代金支払いの一連業務全てを行います。

② 160万円を超える場合

NKCが、本庁各室課、出先機関からの購入契約の請求に基づき、競争入札を行ったのち、契約、納品検査を行い、代金支払いについては、当該本庁各室課、出先機関が行います。

③ 製造直販等特定業者しか納品できない場合（特例随意契約の場合）

- ・ 1案件の予定価格が160万円以下の場合は、本庁各室課、出先機関が、特定業者から紙ベースの見積書を徴取し、契約、納品検査、代金支払い業務全てを行います。
- ・ 1案件の予定価格が160万円を超える場合は、NKCが本庁各室課、出先機関の購入契約の請求に基づき、見積書を徴取、契約、納品検査を行い、代金支払いについては、当該本庁各室課、出先機関が行います。

3 公開見積合せの見積提出等の留意事項

- どのような商品、どのような性能のものをいくつ求めているのか、確認してください。
 - ・ 同等品リストを公開していない場合、または参考機種リストの提示品以外の商品で見積を提出する場合は、必ず発注機関に商品名、型番及びカタログを提示し、発注機関の仕様合致の承認を受けてください。
 - ・ 「(○本入×○個)」等、購入個数を誤解しやすい包装単位の品番・型番がありますので、品番等から購入個数を正確に確認し、見積額を算定してください。
 - ・ 明細が複数ある場合は、ページ数が複数にまたがっていることがありますので、案件内容（明細内訳）画面の全明細の表示件数を再確認してください。
 - ・ 設置を要する物や印刷等の製作物については、必ず発注機関又は設置場所に訪れ、現場・現物確認を行ってください。
- 納入期限までに確実に納品できるのか、メーカー等に確認してください。
- 「見積確認・提出」画面で『廉価の見積額入力警告』のメッセージが表示されることがあります。注意喚起のために表示させていますので、再度見積額を確認して間違いなければそのまま「見積提出」をしてください。
- 備品と消耗品の違いについて
大きくは、次のとおり取り扱っています。
 - ・ 備品とは、耐用年数が3年以上のもので取得価格が10万円以上のものです。
 - ・ 消耗品とは、比較的短期間に消耗され、取得価格が10万円未満のものです。

4 公開見積合せに参加するための手続き

公開見積合せに参加するためには、平成21・22年度「物品・委託役務関係指名競争入札参加資格」の「物品関係の指名競争入札参加資格申請」と「入札参加資格の電子申請で口座情報登録」を行うことが必要です。入札参加申請等はインターネットを利用して、電子申請をしてください。

- ① 大阪府物品・委託役務関係指名競争入札参加資格申請登録の手続きをします。
大阪府ホームページから電子申請をします。

※ この電子申請は、NKCに登録されることにより、申請用のログインIDとパスワードが交付されます。この申請用のログインIDとパスワードは公開見積合せの参加用のログインIDとパスワードにもなります。

- ・ 必要書類を契約局に郵送等で送付します。
- ・ 必要書類が契約局に到着すると、電子申請が受理されます。

- ② 入札参加資格申請の電子申請画面で口座情報登録を行います。
大阪府ホームページから登録をします。

③ 公開見積合せの参加について

公開見積合せの参加は、入札参加資格の電子申請用のログインＩＤとパスワードを使用します。（平成１９年４月から、公開見積合せのログインＩＤとパスワードは、入札参加資格の電子申請用のログインＩＤとパスワードに統一しています。）

物品関係指名競争入札の「契約種目」に属する「契約の種類」の範囲内で、公開見積合せに参加することができます。

指名競争入札に希望できる契約種目は１契約種目のみです。

印刷・製本類については、「契約種目」内での公開見積合せの参加となります。

※ 公開見積合せに関する問合せ

大阪府総務部契約局契約第二課 委託物品第二グループ

５ 競争入札に参加するための手続き

① 前述の「大阪府物品・委託役務関係指名競争入札参加資格申請」をします。

② 必要書類の提出を行います。

※ 競争入札参加資格に関する問合せ

大阪府総務部契約局契約第一課 業務管理グループ

契約の種類・契約種目一覧表

(平成21年4月1日現在)

契約の種類	契約種目			
(文房具・事務機器類)	01 事務用品・機器	02 用紙	03 封筒	04 印章品
(印刷・製本類)	05 活平版	06 軽印刷	07 フォーム印刷	08 特殊印刷
	09 製本	10 青写真		
(家具・装飾類)	11 家具	12 室内装飾	14 舞台装置	
(繊維製品類)	15 服類	16 寝具	17 テント	18 タオル
(産業用機器類)	19 産業用機器	21 建設用機器	22 農業用機器	
(電気・通信機器類)	23 家庭用電気機器	24 通信用機器	25 視聴覚機器	26 OA機器・用品
(医療・理化学・薬品類)	27 医療用機器	28 理化学機器	29 医薬品	30 工業薬品
(厨房機器類)	31 業務用厨房機器			
(写真・光学機器類)	32 写真			
(燃料類)	33 石油類	34 高圧ガス		
(自動車類)	35 自動車販売	36 自動車用品	37 自動車修理*1	38 自転車・雑車
(船舶類)	39 船舶			
(材料類)	40 木材	41 石類	42 金属類	43 造園材料
	44 簡易建物	45 その他材料		
(教材類)	46 学校教材	47 黒板	48 運動具	49 楽器
	50 模型			
(図書類)	51 図書			
(看板・標識類)	52 道路標識	53 看板	54 銘板	55 旗類
(百貨・日用品類)	56 日用品類	57 贈答用品	58 百貨店・商社	
(消防・防災用品類)	59 消防・防災用品			
(食糧品類)	60 食糧品			
(福祉機器類)	61 福祉用品・機器			
(古物類)	62 古物商・金属くず業・再生資源集荷業*2			

印刷・製本類については、「契約種目」内での公開見積合せ参加となります。

* 1 「37 自動車修理」については、公開見積合せの対象となっていませんが、同じ契約種類内の他の契約種目の「35 自動車販売」、「36 自動車用品」、「38 自動車・雑車」の公開見積合せに参加できます。

* 2 「62 古物商・金属くず業・再生資源集荷業」については、「古物商」のみが公開見積合せの対象となっています。
(「金属くず業」・「再生資源集荷業」は公開見積合せを実施しません。)